

招魂祭 のお知らせ

余市町招魂祭奉賛会では、次の日程でご遺族を招待し、招魂祭を執り行ないます。
円山公園忠魂碑には、過去の戦争や事変に町内から応召し、戦死または戦病死を遂げられた兵士や軍属の御霊がいつまでも安らかにとおまつりしています。

招魂祭は、この尊い英霊に全町民が遺族とともに思いを新たに、感謝の誠をささげ、改めて戦争の恐ろしさと平和のありがたさを確かめ、町民一人ひとりが限りない郷土の発展と平和を守る努力を誓い合う目的で行っています。ご遺族をはじめ多くの町民の方々のご参列をお願いいたします。

日時 9月7日(土) 午前10時～

会場 福祉センター(富沢町5丁目13番地)

※奉納柔道大会が10月3日(木)、剣道大会が10月12日(土)に総合体育館で開催されますので、ご声援をお願いします。

問合せ 福祉センター ☎22-6228

野焼きは 禁止です

● 野焼きとは？

適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを『野焼き』といい、地面で直接焼却を行なう場合だけでなく、ドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴での焼却行為も含まれます。一般家庭でのごみの焼却行為はほとんど『野焼き』に該当するものと考えられます。

● 野焼きは法律で禁止されています

『野焼き』は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、廃棄物処理法といいます)」で原則として禁止されています。悪質な野焼きを行なった者には**5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金**のいずれかまたはその両方が科せられます。(廃棄物処理法第25条第1項第15号)

● 例外として認められているもの

- ・風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:「どんど焼き」など)
- ・農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行なわれる廃棄物の焼却(例:畑での病害虫予防のための農作物(つる等)の焼却や水田での稲わらの焼却など)
- ・たき火などの焼却であって軽微なもの(例:たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の焼却)

※ただし、例外的に認められている場合でも野焼きは必要最小限にとどめてください。やむを得ず行う場合は、風の向きや強さ・時間帯・周囲の環境などに十分配慮して焼却を行なってください。

※近年、『野焼き』により検挙される件数が増えており、高額な罰金刑に処される場合も多くみられます。また、建造物への飛び火の被害も増えており大変危険であることから、『野焼き』は絶対にしないようお願いします。

問合せ 環境対策課 ☎21-2118

し尿収集 料金が 変わります

	現 行	令和元年10月1日から
20ℓ当たり	134円	136円
最低基本料金(200ℓ)	1,339円	1,364円

し尿収集料金が10月1日(火)から、消費税の引き上げに伴い、20リットル当たり現行134円から136円に改定されます。

なお、最低基本料金は200リットルで、1,364円となり、現行料金より25円増えます。

問合せ 北後志衛生施設組合 ☎22-4489

余市税務署 からのお知らせ

本年10月に実施される「消費税の軽減税率制度」 に関する説明会を開催します。

各 日
2回開催

対 象 全ての事業者の方(事前申込みが必要です)

日 時 9月5日・12日・19日・26日(木曜日)

①午後1時30分～2時30分・②午後3時30分～4時30分

会 場 余市税務署 3階会議室(朝日町1番地)

申込み・問合せ 余市税務署 ☎25-1001